

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第160回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和7年10月28日（火）14時00分～14時36分

Web審議による開催

第2 出席者

(1) 委員（敬称略）

藤井 威生（部会長）、森 亮二（部会長代理）、相田 仁、浅川 秀之、
武田 史子、西村 真由美、林 秀弥、矢入 郁子

（以上8名）

(2) 総務省

平松 寛代（基盤整備促進課長）、望月 俊晴（基盤整備促進課課長補佐）

(3) 事務局

石井 貴朗（情報流行政局総務課課長補佐）

第3 議題

諮問事項

第二号基礎的電気通信役務に係る第二種交付金の額及び交付方法の認可並びに第二種負担金の額及び徴収方法の認可について【諮問第3204号】

開　　会

○藤井部会長　　藤井でございます。本日もよろしくお願ひします。

それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第160回を開催いたします。

本日はウェブ審議を開催しており、委員9名中7名が現時点出席されておりますので、定足数を満たしております。

ウェブ審議となりますので、皆様の御発言は、マイク及びカメラをオンにし、お名前をおつしやっていただきながら御発言をお願いします。

また、傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみの傍聴とさせていただきます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。本日の議題は諮問事項1件となります。

議　　題

諮問事項

第二号基礎的電気通信役務に係る第二種交付金の額及び交付方法の認可並びに第二種負担金の額及び徴収方法の認可について【諮問第3204号】

○藤井部会長　　初めに、諮問第3204号「第二号基礎的電気通信役務に係る第二種交付金の額及び交付方法の認可並びに第二種負担金の額及び徴収方法の認可について」、こちら、総務省から御説明をお願いいたします。

○望月基盤整備促進課課長補佐　　基盤整備促進課でございます。では早速、諮問第3204号「第二号基礎的電気通信役務に係る第二種交付金の額及び交付方法の認可並びに第二種負担金の額及び徴収方法の認可について」、説明をさせていただきます。資料160-1を御覧ください。

表紙をおめくりいただきまして、まずは1ページ目に諮問書がございます。本件は、基礎的電気通信役務支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会から、令和7年10月20日付で認可の申請がございました、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金の額等について、審査の結果、認可することとしたいと考えておりますので、このことについて、電気通信事業法第169条第1号の規定により諮問をさせていただくものでございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目を御覧ください。こちらに電気通信事業者協会からの申請の概要を記載してございます。認可を申請されております内容は、3の申請の概要の①、②にございますとおり、第二種交付金の額及び交付方法、第二種負担金の額及び徴収方法となります。

具体的な申請の内容につきましては、参考資料を用いて説明をさせていただければと思ってございます。8ページ目以降に横の参考資料がございますので、こちらを御覧いただければと思います。ここからしばらくは、資料の右肩にございますページ数を御参照いただければと思います。

表紙をおめくりいただきまして、右肩1ページ目を御覧ください。まず、第二号基礎的電気通信役務に係る制度の全体の概要に簡単に触れさせていただきます。

本制度は令和4年の電気通信事業法の改正により創設されたものでございまして、本制度に基づく第二種交付金、第二種負担金の額等の認可申請は、本年度、令和7年度が初めてということになります。

制度の運用の全体の流れといたしましては、まず、資料の左下、青い枠で囲ってございます、青色の交付対象事業者、具体的には、一般支援区域、または特別支援区域において第二号基礎的電気通信役務を提供していらっしゃる電気通信事業者であって、総務大臣に申請をして第二種適格電気通信事業者として指定を受けた者を指すということでございまして、現在は、NTT東日本、NTT西日本及びZTVの3社が、この第二種適格電気通信事業者としての指定を受けております。

この、第二種適格電気通信事業者、交付対象事業者が、交付金・負担金の額の算定のための原価等を算出いたしまして、こうしたデータ等を、図で申し上げると、下の真ん中の赤い基礎的電気通信役務支援機関に提出をいたします。支援機関では、この提出されたデータを用いまして、法令の規定に従って交付金・負担金の額の算定を行いまして、総務大臣に対して認可を申請いたします。この認可申請が、今般、諮問をさせていただいております申請の内容ということになります。

この申請を受けた総務省では、これを審査いたしまして、本審議会に諮問の上、今後、御答申をいただいて、認可をするということとなりますと、その後は、この支援機関から、右下の緑の枠の中にある負担対象事業者に対しまして、個々の事業者ごとの第二種負担金の額を通知して、負担金を徴収し、これを原資として、もう一度、左下の、青の交付対象事業者に第二種交付金を交付する、こういう全体の流れと、この全体の流れの中の今回の認可申請、諮問ということだと御理解いただければと思います。

1ページおめくりいただきまして、右肩の2ページ目を御覧ください。今般の認可申請の全

体の概要と今後の想定スケジュールを記載してございます。

認可申請のございました令和8年度に交付すべき第二種交付金の額、これは、ページの上から2段目に記載してございますとおり、年額で約1億4,900万円、第二種適格電気通信事業者ごとにこれを申し上げますと、NTT東日本が約1億4,300万円、NTT西日本が約500万円、ZTVはゼロ円ということでございました。

また、そのすぐ下にございます認可申請のあった第二種負担金の額は、認可申請に係る申請単価、これを1回線当たり年間2円といたしまして、これに令和8年3月末、令和7年度末の算定対象回線数、こちらを乗じて得た額ということでございまして、おおよそ約4億5,000万円程度になるのかなと想定しております。

さらに、ページ下部にございます、認可申請のあった交付方法・徴収方法の概要は下段の表のとおりになってございまして、左から右に時が流れると思っていただいて、本日の諮問後、意見募集を経まして、御答申をいただき、申請のとおり認可をするということとなった場合には、負担の対象となる電気通信事業者の皆様から、令和8年3月末、令和7年度末の回線数を我々に御報告いただいて、総務省においてこれを取りまとめまして、支援機関に通知した後に、支援機関において、この回線数に先ほど御説明いたしました単価を乗じまして負担対象事業者ごとの第二種負担金の額を算定いたしまして、令和8年度中に1回に限り第二種負担金を徴収し、これを原資として、先ほど御説明した額の第二種交付金を交付対象事業者に交付するというものでございます。こちらが今回申請のあった概要でございます。

次ページ以降、認可申請のあった第二種交付金の額、第二種負担金の額、交付方法及び徴収方法につきまして、それぞれの概要を御説明いたします。

では、1ページおめくりいただいて、右肩3ページを御覧ください。このページには、電気通信事業法と、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則、以降、単に「算定等規則」と申しますが、この算定等規則に規定をされております第二種交付金の額の算定方法の概要を記載してございます。

算定等規則では、第二種交付金の額の算定は、一般支援区域、特別支援区域といった支援区域の区分に応じて行うこととされておりまして、まず、図の左上にございますとおり、一般支援区域及び大幅な赤字であることのみを理由とした特別支援区域につきましては、算定等規則の第6条に規定いたします、いわゆるベンチマーク方式で交付金の額を算定することとされておりますところ、これは第二種適格電気通信事業者の前事業年度における全国の第二号基礎的電気通信役務の収支が黒字の場合は交付しないこととされております。

図の左上の黒枠の中に記載させていただきましたとおり、令和6年度の第二種適格電気通信事業者の全国の第二号基礎的電気通信役務の収支は、いずれも黒字でございましたので、いず

れの者についても、この左上の支援区域の区分につきましては第二種交付金が交付されないととなります。

次に、図の左下にございますように、特別支援区域のうち、世帯カバー率が50%を超える者が1者もいない区域、これは未整備区域と呼ぶことといたしますが、この区域と、及び地方公共団体が所有する設備が存在する区域、これは公設区域と呼ぶことといたしますが、この区域については、算定等規則の第7条に規定いたします、いわゆる収入費用方式で交付金の額を算定することとされております。

これらの区域につきましては、前事業年度における全国の第二号基礎的電気通信役務の収支が黒字の場合であっても第二種交付金を交付することが可能でございまして、これらの区域について算定した第二種交付金の額が、先ほど申し上げました、NTT東日本が約1億4,300万、NTT西日本が約500万、これらの合計が年額で1億4,900万という額となります。

なお、ZTVさんの担当支援区域には、この左下にございますような、これらに該当する特別支援区域が存在しませんことから、同社に対する令和8年度に交付すべき第二種交付金の額はゼロ円ということとなっております。

最後に、この算定等規則に規定しております交付金の額の算定の方法といたしまして、交付金の額には上限が定められておりまして、この図の右側にございますように、第二種適格電気通信事業者ごとにベンチマーク方式で算定した全ての担当支援区域の赤字見込額の合計が、この上限と定められております。

実際に算定した額は、この右下の黒枠の中にございますように、NTT東日本、約94億円、NTT西日本、約66億円でございますので、今回支援機関から認可申請のあった第二種交付金の額は、いずれもこの上限には届かない額であったということになっております。

次ページ以降は、ただいま御説明した内容の具体的な数値ですとか、具体的な算定の過程の御紹介となります。

右肩4ページを御覧ください。表の右端、オレンジ色のセルに、各社の令和6年度における全国の第二号基礎的電気通信役務に係る営業利益を記載しております。各社黒字であることと、黒字の額が御覧いただけるかと思います。

1ページおめくりいただきて、右肩5ページを御覧ください。これは、申請のあった各社に対する第二種交付金の額がオレンジ色のセルの中に記載されております。この特別支援区域の区分ごとの算定の過程、内訳、これは表のとおりになってございます。

1ページおめくりいただきまして、右肩6ページを御覧ください。これは、申請のあったNTT東日本に対する第二種交付金である143.5百万円の算定過程のさらなる内訳となつて

ございます。

(1)、上から2段目の設備管理部門の原価の算定におきましては、これまで情報通信審議会等における本制度に係る審査、調査、検討の過程において御議論のあった、例えば収容ルータですとか、更新設備に係る減価償却費や除却費について、本年度は原価に計上されていないということが御覧いただけるかと思います。

また、(3)収益の額の算定におきましては、これもこれまでの御議論の中で言及のあった海底ケーブルや陸揚局の使用料収入、こちらも本年度は計上されていないということが御覧いただけるかと思います。

次ページ、右肩7ページはNTT西日本内訳でございます。今しお御説明差し上げた収容ルータですとか更新設備にかかる費用、または海底ケーブルや陸揚局の使用料収入につきまして、NTT東日本同様であるということが御覧いただけるかと思います。

1ページおめくりいただきまして、右肩8ページ目は、参考といたしまして、今回認可申請のあった第二種交付金の原価等の算定の対象となりましたNTT東日本、NTT西日本のそれぞれの担当支援区域の数と、支援区域の区分ごとの回線数となります。区域数からも回線数からも、令和8年度の第二種交付金の対象は、公設区域において地方公共団体が所有していた設備を第二種適格電気通信事業者が譲り受けた、こういった地域が大半であったということが御覧いただけるかと思います。

1ページおめくりいただきいて、右肩9ページは、これまでその過程ですとか内容を御説明差し上げてきた内容によって算定をした第二種交付金の額と、交付金の上限との比較ということでございます。

表の右端、オレンジ色のセルに、各社の6条式、ベンチマーク方式で算定いたしました全ての担当支援区域における見込み費用から、見込み収益を控除した額、すなわち、令和8年度に交付することができる第二種交付金の上限となる額が記載されてございます。いずれも、認可申請のあった第二種交付金の額を上回っているということとなっております。

以上が、認可申請のございました第二種交付金の額の算定の過程や内訳の概要となっております。

次に、認可申請のありました第二種負担金の額について、その算定の過程の概要等を御説明いたします。

右肩10ページを御覧ください。冒頭で、認可申請のあった第二種負担金の額は、回線の単価に第二種負担金の算定の対象となる回線数を乗じて算定した額だということを御説明いたしました。回線単価の算定の過程は、このページの上にございます式のとおりでございまして、具体的には、これまで御説明した認可申請のあった第二種交付金の額に加えまして、支援機関

における第二種交付金の交付等に要すると見込まれる費用の合計額、これはすなわち令和8年度中に第二種負担金として徴収することが必要となる額でございますが、こちらである分子の約2億8,900万円、これを、総務省から支援機関に通知をいたしました、令和7年6月末の1か月分の回線数でございます約2億2,500万回線、これで割り算、除しまして、その結果の1円未満の端数を切り上げるということをして、1回線当たり2円という単価を設定しております。

なお、算定等規則の規定によりますと、第二種負担金の額の認可申請に当たって用いなければならない単価、この計算の方法は、令和8年度中に徴収すべき第二種負担金の年額を、月に1回、年間12回の第二種負担金の徴収を想定しまして、分母が、12か月分の回線数で割り算、除して算定するということが規定されておりますところ、今般の認可申請のございました第二種負担金の額の算定に用いている単価の算定の方法は、年間1回に限った第二種交付金の徴収を想定したものでございますことから、算定等規則に規定された方法とは異なっているのですが、この点につきましては追って御説明を差し上げます。

この上段で算定いたしました単価を用いて算定されます令和8年度における第二種負担金の額は、これも冒頭御説明したとおりでございますが、1回線当たり2円という単価に、令和8年3月末、令和7年度末における算定対象回線数を乗じた額ということでございまして、手元の試算ですと、おおむね4億5,000万程度となると想定しております。

なお、算定等規則の規定によりますと、認可を申請すべき第二種負担金の額は、回線当たりの単価に、これも同様、月に1回、年間12回の第二種負担金の徴収を想定いたしまして、12か月分の回線数を乗じて算定するよう規定されておりますところ、認可申請のあった第二種負担金の額の算定方法は年間で1回に限った第二種負担金の徴収を想定したものであることから、単価の算定と同様に、算定等規則に規定された方法とは異なった方法で認可の申請がなされています。

次に、この点につきまして、先ほどの単価の算定の方法と併せて御説明いたします。

1ページおめくりいただきて、右肩11ページを御覧ください。このページの下部に参考として記載のとおり、今般の認可申請に当たりましては、支援機関から、これから御説明するような特別な理由があるため、算定等規則の規定によらずに1回線当たりの単価及び第二種負担金の額を算定したいとして許可の申請がございまして、総務省では審査の結果、これを許可しております。

申請書に記載された特別の理由を御説明いたしますと、算定等規則の規定に基づき算定する令和8年度の第二種交付金の額、これがまず約1億4,900万でございましたので、この額を基に同様に算定等規則の規定に基づいて令和8年度に徴収する第二種負担金の額を試算しま

すと、1回線当たりの単価は1円となりまして、これを毎月1回、年間12回徴収することを想定しますと、合計で約27億円ほどを徴収することとなります。これは、実際に第二種負担金として令和8年度中に徴収することが必要となる額、前ページで御説明した約3億弱、2億8,900万でございますが、この額の約9倍ということとなりまして、仮に第二種支援業務費用が大きく変わらないと仮定しますと、今後9年近くにわたって、新たな第二種負担金を徴収せずに、令和8年度中に徴収した負担金を原資とした交付金が交付され続けることになるとのことでございます。

その上で、この第二種交付金の制度が、第二号基礎的電気通信役務の提供が確保されることによりネットワークの価値が高まるということで、受益する者の全体で応分の負担をするという受益者負担制度であるという観点からは、数年間にわたる受益に応じた負担を、ある特定の年度に受益した者からのみ徴収することは適當とは言えない、少なくとも、ある年度中に交付する交付金の原資となる負担金は同年度中に徴収することが適當であると申請書にございまして、こうした特別な理由があるため、今後数年間にわたる第二種交付金の原資を令和8年度中に一度に徴収してしまう、こうしたことを避けるために、令和8年度における第二種負担金の徴収及び第二種交付金の交付を1回に限ることとしたい。そのために、算定等規則の規定によらずに令和7年度の認可申請に係る申請単価及び第二種負担金の額を計算したい、と許可の申請がございましたので、総務省における審査の結果、申請のとおりの特別な理由があるとして、これを許可しております。

この許可いたしました内容も踏まえまして、認可申請のあった第二種交付金の交付方法及び第二種負担金の徴収方法は、このページの上部のとおりでございまして、令和8年度における第二種負担金は、令和8年3月末の算定対象回線数に基づき、1回線当たり2円を、年間に1回に限り徴収する、令和8年度における第二種交付金は、第二種負担金徴収の後に速やかに、年間に1回限り交付をするというものでございました。

以上が、令和7年10月20日付で支援機関から認可申請があった内容の御説明でございました。

続きまして、この認可の申請に対する総務省における審査の結果を御説明いたします。

第二種交付金等についての審査結果の詳細は、今度は中央下部にページがございますでしょうか、ページ数で申し上げますと20ページ、第二種負担金等についての審査結果の詳細は21ページにございます。

これまで、その内容や算定の過程を御説明申し上げたとおり、第二種交付金の額も第二種負担金の額も、いずれも算定等規則、または先ほど御説明したように、総務大臣が特別な理由があるとして許可した方法に基づき算定されておりますので、妥当なものであると認められるこ

と、また、交付の方法、納付の方法とも、適切かつ明確に定められていると認められること、さらに、いずれも、第二号基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものであるとは認められないことから、総務省といたしましては、今般の認可申請は電気通信事業法関係審査基準第27条及び第29条に適合していると認められると考えてございまして、このため、申請のとおり認可することとしたいと考えておりますことから、今般、電気通信事業法第169条第1号の規定により諮問をするものでございます。

基盤整備促進課からの御説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○藤井部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について御意見、御質問ございましたら、チャット機能にてお申し出いただければと思います。どなたか御発言希望ございますでしょうか。

最初に相田先生からお願ひできますでしょうか。

○相田委員 相田でございます。これまで、決められたルールに従って交付金を算定し、その額から見て、年1回の負担金徴収及び交付にするということで、妥当な方向性かなとは思います。その一方で、やはりこの制度は、走り出してから考えようというようなことでこれまで議論していたかと思いますので、今年度の結果を踏まえて、今後いろんなパラメーター、交付金の対象とする範囲ですとか、または徴収方法についても、今回は3条許可ということだったんですけれども、どういうふうにしたらいいのかというようなことについて改めて検討していくのがいいのかなと思いました。

以上です。

○藤井部会長 コメントありがとうございます。こちら、事務局から何かございますでしょうか。

○望月基盤整備促進課課長補佐 相田先生、コメントありがとうございます。相田先生からコメントいただきましたとおり、特にこれまで様々な先生方から、この制度自体、おっしゃるとおり、まずは走らせてみて、走りながら必要な調整というのはしていくべきだというコメントを隨時いただいてございます。

私もそのとおりだと思いますので、今回初めての原価の算定、認可の申請ということで、まず1回目の実績というものがこれでやっとできましたので、この内容を見ながら、また来年以降も、どういった推移をしていくのかなということもよくよく注視しながら、安定的に運用ができる第二種交付金の制度というものを検討していきたいと考えてございます。また先生方も隨時御指導賜ればと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○藤井部会長 ありがとうございました。

続きまして、森先生、お願ひできますでしょうか。

○森部会長代理　　ありがとうございます。私も、このとおりお進めいただいて結構だと思います。

ただ、若干イレギュラーな処理になったのは、もちろん、やってみてその都度考えるということで結構かとは思うんですけども、負担金のほうは月次で計算しているので、切上げがすごく大きくなってしまったということだと思います。月次計算は、エンドユーザーに対して転嫁するのではなかろうかということを考えると合理的な考え方ではあるわけですけれども、そうするとイレギュラーな処理をどんどんしていくということになりますので、ここをルール上、年額にまとめるとか、そういう工夫もいざれば必要になるかもしれませんけれども、それはやはり、相田先生のおっしゃるように、走りながら様子を見ながら考えていくということで結構かなと思いました。

以上です。

○藤井部会長　　ありがとうございます。こちら、総務省さんからございますでしょうか。

○望月基盤整備促進課課長補佐　　藤井先生、コメントありがとうございます。今後走りながら考えると申し上げた、その考える方向性につきまして、今後の様子を見ながら、先生がおっしゃるように、もしかしたら今回的方法というのが特例ではなくて本則になっていくといったような可能性ももちろん否定せずに、まさにその様子を見ながら、安定的にこの制度を運用できるように引き続き検討してまいりますので、ぜひお力添えを賜れればと思います。コメントありがとうございました。

○藤井部会長　　ありがとうございます。

林先生からのコメントがあるということだったので、事務局からお願ひできますでしょうか。

○石井情報流通行政局総務課課長補佐　　事務局の石井です。林委員より、本日、移動中の御参加のため発言が難しいとの御連絡があり、事前にコメントを預かっておりますので、代読させていただきます。

2点コメントがございますので、コメントごとに担当より補足説明等をお願いできればと思います。

それでは、林委員のコメントを代読いたします。

諮問事項については賛同いたします。その上で、2点コメントしたいと存じます。

1点目、資料160-1のスライド番号8番で、NTT東日本とNTT西日本の数字を比較しますと、特別支援区域の数では西日本は東日本の半分弱ですが、原価等の算定対象となった区域数で見ると、西日本は東日本の10分の1の数字になっています。これは要するに、西日本さんは相対的に未整備等のエリアを頑張って整備した区域が少ないということを意味するの

ではないでしょうか。もちろん、特別支援区域の整備計画をどうしていくかは各社の事業経営戦略に関わる問題なので、個社の経営判断と言ってしまえばそれまでではありますが、NTT東とのあくまで比較の観点で言いますと、東西エリア環境等の違いはあるにせよ、未整備、公設含めて、もう少し西日本さんにはエリア整備を頑張っていただく必要があると言うことはできないでしょうか。

1点目のコメントは以上になります。補足説明等あればお願ひいたします。

○藤井部会長 お願いします。

○望月基盤整備促進課課長補佐 ありがとうございます。今の先生のコメントを読み上げていただいた中にもございますとおり、ここに今表示されている区域数というのは、あくまでも適格電気通信事業者の皆様の経営判断、経営戦略の結果ということにはなってはしまうんですが、本年、令和7年度に電気通信事業法の改正によって創設されました最終保障提供責務の求めに応じた交付金の交付ということが始まるときには、こちら、大きくまた義務がかかるような場合も生ずることが想定されるという制度になってございますので、もしかすると、こうした区域の数ですか、東日本さんと西日本さんの割合、バランスといったようなものにも変化が生じるかもしれないと思ってございますので、こちら注視をしながら今後の制度の運用について検討していかなければと思っております。

以上でございます。

○石井情報流通行政局総務課課長補佐 それでは、引き続き林委員のコメントを代読いたします。

2点目、同じく資料160-1のスライド番号11番で紹介されている算定規則についてですが、このスライドの説明によりますと、算定等規則等の規定によって令和8年度に徴収する第二種負担金の額を試算すれば、1回線当たりの単価は1円となり、原則として毎月1回、年間12回の徴収を想定しているとありますが、しかし今回は例外的に、令和8年度の第二種支援業務見込み費用の約9倍の水準を徴収し、今後、第二種交付金の額や第二種支援業務見込み費用が大きく変わらないと仮定すれば、今後9年近くにわたり新たな負担金を徴収せずに、令和8年度に徴収した負担金を原資とした交付金が交付され続けることとなるという説明があります。

これはつまり、実際には算定規則が想定する原則と例外が逆転しているわけで、現実にも、月1回、年間12回の徴収は運用コストの点から煩雑に過ぎる嫌いがあります。中長期的には、このような算定規則の考え方が果たして妥当なのか、行政コストの効率化等の観点から適宜適切に見直しを検討していただく必要があるのではないかでしょうか。

林委員からのコメントは以上となります。担当より補足説明等あればお願ひいたします。

○望月基盤整備促進課課長補佐　　コメントありがとうございます。もうおっしゃるとおりかと思います。

先ほど森先生からのコメントにもございましたが、今回初めてこの原価算定がなされて、認可の申請がなされたという状況でございますので、今年もしくは来年も含めまして、実際の実績、状況を把握、確認しながら、今のコメントにございましたように、原則と本則を入れ替えたほうがいいんじゃないかといったことも当然視野に入れながら検討させていただいて、その結論に基づいて、必要な省令の改正も含めた制度の整備を行っていきたいと思ってございます。コメントはおっしゃるとおりかなと思います。ありがとうございます。

○藤井部会長　　コメント及び回答ありがとうございました。林先生、もし何かありましたらチャットでお申し出いただければと思います。

ほかに皆様方からコメント等ございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですかね。

ほかに発言事項ないようですので、ただいま委員の皆様からいただいたように、初めての制度となりますので、今年まずはやってみるというところかと思います。皆様、この内容についてはある程度納得いただいているところかと思いますが、コメントをたくさんいただきましたので、総務省さんにはこのコメントを踏まえた対応を今後お願いできればと思いますので、よろしくお願ひいたします。

そうしましたら、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従い、諮詢された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うこといたします。

意見募集の期間は10月29日水曜日から11月28日金曜日までといたしますが、皆様、これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○藤井部会長　　ありがとうございます。

そうしましたら、その旨決定することといたします。

○藤井部会長　　以上で本日の審議は終了ということになりますが、委員の皆様から何かこの場で発言したい内容等ございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですかね。ありがとうございます。

事務局から何かございますでしょうか。

○石井情報流行政局総務課課長補佐　　事務局からです。冒頭、7名の御出席と発言いたしましたが、途中参加され、8名に御出席いただきましたので、御報告いたします。

また、次回の電気通信事業部会は、11月12日水曜日10時からオンラインで開催いたします。

ますので、皆様方、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○藤井部会長 次回 11月12日ということですので、皆様よろしくお願ひします。

そうしましたら、以上で本日の会議は終了させていただければと思います。皆様、御参加い
ただきました、ありがとうございました。

閉 会